(参考)

○工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用 連絡協議会 モデル

昭和59年3月23日 採択平成15年5月29日 最終改正

## (指名停止の期間の特例)

## 第 3

3 部局長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、 指名停止の期間を当該短期の1/2まで短縮することができる。

## 別表第2

## 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

	措	置	要	件			期	間
(独占禁止)	法違反行	為)						
5 当該部	局が所管	する区域	内におい	て、美	業務に関	関し独	当該認定をし	た日から2ヵ月
占禁止法	第3条又	は第8条	第1項第	1号	こ違反し	し、エ	以上9ヵ月以下	勺
事の請負	契約の相	手方とし	て不適当	である	ると認め	かられ		
るとき()	次号に掲	げる場合	を除く。)	0				
6 次のイ	又は口に	掲げる者	が締結し	た請負	負契約に	に係る	当該認定をし	た日から
工事に関	し、独占	禁止法第	3条又は	第8	条第1項	頁第 1		
号に違反	し、工事	の請負契	約の相手	方とし	して不通	適当で		
あると認っ	められる	とき。						
イ 当該	部局の所	属担当者					3 カ月以上 12	カ月以内
口 当該	部局の所	属担当者	以外の当	該機関	関の所属	禹担 当	2 カ月以上 9 カ	月以内
者								
7 当該部。	局が所管	する区域	外におい	て、イ	他の公共	共機 関	刑事告発を知	った日から 1ヵ
の職員が	締結した	請負契約	に係る工	事に	関し、作	弋表役	月以上9ヵ月以	以内
員等又は	一般役員	等が、独	占禁止法	第 3 彡	条又は第	第8条		
第1項第	1 号に違	反し、刑	事告発を	受けた	たとき。			

-	2	-	
---	---	---	--